

各府省等における研究開発事業の実施状況等についての報告
書（要旨）

平成 29 年 3 月

会 計 検 査 院

1 検査の背景

(1) 我が国の科学技術政策の概要

我が国における科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策は、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づいて行われている。政府は、同法において、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないとされており、その策定に当たっては、あらかじめ、内閣府の「重要政策に関する会議」の一つとして設置されている総合科学技術・イノベーション会議（平成26年5月18日以前は総合科学技術会議。以下「C S T I」という。）の議を経なければならないとされている。基本計画には、研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針等を定めることとされ、平成8年度から、1期5か年ごとに策定されている。

我が国の科学技術政策は、科学技術政策の司令塔として科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整を行うC S T I、科学技術の振興に関する施策を実施する各府省等、各府省等から研究開発に対する投資を受けるなどして研究開発を実施する国立研究開発法人、国立大学法人等の大学、民間企業等の研究開発の実施主体により実施されている（《参考》図表1参照）。

C S T Iは、内閣総理大臣等の諮問に応じて、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための科学技術に関する予算（以下「科学技術関係予算」という。）等の資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議することなどを所掌事務としている。科学技術関係予算のうち26、27両年度について区分したところ、科学技術に関し研究開発を行うべき個別課題（以下「研究開発課題」という。）を決定し、実施する事業（以下「研究開発事業」という。）に要する経費（運営費交付金のうち、あらかじめ研究開発事業を行うものとして算定されている額を含む。以下「研究開発事業経費」という。）、各府省等や独立行政法人、国立大学法人等における研究施設等の整備及び更新、運営、維持管理等に要する経費（施設整備等経費）等の経費で構成されている。

また、C S T Iは、研究開発課題等を公募し、競争的資金等の研究開発の資金を研究者等に配分する制度（以下「公募型研究資金制度」という。）に関して、研究開発事業を実施する府省等に毎年度依頼し、国全体の公募型研究資金制度における資金の

配分状況を分析し、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資するために、研究開発課題ごとの研究内容、研究分野、実施する研究者、配分金額等の研究開発の資金の配分状況に係る情報の提供を、各府省等から受けることとしている。そして、この情報提供は、文部科学省が主担当としてシステムの保守及び運用を担い、関係府省の協力の下に、研究開発の管理業務に係る業務の効率化を図るとともに、研究者の利便性の向上を図ることなどを目的として開発され、20年1月から運用を開始している府省共通研究開発管理システム（以下「e-R a d」という。）を通じて行われることとなっている（e-R a dの18年度から27年度までの間の開発・運用経費43億余円）。

(2) 各府省等が実施する研究開発事業の概要

科学技術関係予算に研究開発事業経費を計上し、研究開発事業を実施しているのは内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省（以下、これらを合わせて「各府省等」という。）である。各府省等が基本計画等に基づき実施している研究開発事業は、その実施体制により、主として次の2種類に区分される。

- ① 研究開発の資金を配分する各府省等又は各府省等から補助金、委託費又は運営費交付金（研究開発事業経費に限る。）の交付を受けて研究開発の資金を配分する独立行政法人等（以下、各府省等と独立行政法人等を合わせて「資金配分機関」という。）が公募等により研究開発課題等を決定し、研究機関又は研究者個人（以下「資金配分先」という。）に対し補助金又は委託費の交付により研究開発の資金を配分して研究開発を実施させる事業である資金配分事業
- ② 各府省等において施策の実施等に必要な研究開発課題等を決定し、研究開発の担当部署において研究開発を実施する事業である直接実施事業

このうち、研究開発事業の予算額の約8割を占める資金配分事業には、文部科学省の科学研究費助成事業など、競争的資金の配分を行う制度（以下「競争的資金制度」という。）が含まれている。基本計画によれば、競争的資金の配分に当たり、研究費の有効活用のため、不合理な重複及び研究者個人の適切なエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を超えた過度の集中の排除を徹底する必要がある、資金配分機関は、e-R a dにより府省横断的に競争的資金制度間で情報を共有し、活用することにより重複等のチェックを実施すること、研究機関等に研究者のエフォートの管理の徹底を求めるとともに、e-R a dを運用し

て競争的資金を適切かつ効率的に執行することなどとされている。

そして、各府省等は、優れた研究開発を効果的・効率的に推進するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月内閣総理大臣決定）に基づいて評価の実施に関する具体的な方針を定め、研究開発の評価の実施、その結果の公表に取り組んでいる。同指針によると、研究開発課題の評価はその実施時期により区分され、事後評価は、研究開発課題の終了時に、目標の達成状況、成果の内容等を把握し、その後の研究開発課題の発展への活用等を行う終了時の評価とされている。

また、研究開発課題を実施する研究機関等は、研究開発を実施することにより得られた新しい技術、知見等の内容を権利化し、実用化に確実につなげることなどのために、自らの判断により、所属する研究者が職務上生み出した発明、考案、植物新品種、意匠等（以下「発明等」という。）について、研究者が有する特許等を受ける権利を承継するなどしてから特許出願等を行い、特許権、実用新案権、育成者権及び意匠権（以下「特許権等」という。）を取得している。国が特許権等を取得した場合は、国有財産法（昭和23年法律第73号）等によれば、国有財産として国有財産台帳に登録して管理することとされている。そして、国の資金を原資とする委託契約による研究開発については、研究開発の成果の効率的な活用・普及を促進するなどのために、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）により、従来は委託者である国等に帰属することとしてきた研究開発の成果に係る特許権等を、一定の事項について受託者である研究機関等が約した場合に、国等が受託者から譲り受けないことを可能とする日本版バイ・ドール制度が導入されている。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

各府省等における研究開発事業の実施状況等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、26、27両年度に10府省等が実施した研究開発事業計515事業等を対象として、研究開発事業経費の執行、配分等の状況はどのようになっているか、C S T Iは科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報を適切に収集しているか、研究開発課題等の決定に当たりe-Radを活用するなどして審査が適切に行われているか、研究開発はその進捗状況に応じ、適切に評価が行われているか、研究開発は所期の目標が達成されているか、日本版バイ・ドール制度は適切に運用されているか、特許権等は国有財産台帳に適正に登録されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、研究開発事業の実施状況等について、10府省等及び資金配分機関である6法人から調書及び資料を徴し、在庁して分析等するとともに、関係府省等及び関係法人において、関係資料の提出や説明を受けたり、現地に赴いて確認したりなどして会計実地検査を行った。また、資金配分先である14法人において、資金配分事業による研究開発の成果の活用等の状況について会計実地検査を行った。

2 検査の状況

(1) 研究開発事業経費の執行、配分等の状況

C S T I 及び各府省等は、一部の事業を除き、研究開発事業経費の執行状況を統一的に把握することとはしていないとしていた。そこで、26、27両年度に実施した研究開発事業計515事業における支出額、翌年度繰越額、不用額等の研究開発事業経費の執行状況を整理すると、支出額は26年度401事業7986億余円、27年度389事業8702億余円、翌年度繰越額は26年度920億余円、27年度264億余円、不用額は26年度255億余円、27年度210億余円となっていた。また、研究開発事業における支出額全体の81.7%が資金配分事業によるものとなっていた（《参考》図表2参照）。

C S T I が研究開発事業経費の執行状況を把握しているかをみると、自ら進捗管理等を行っている事業を除く計490事業（515事業の95.1%、支出額1兆6177億余円）については把握することとしておらず、翌年度繰越額に基づく事業の進捗状況の分析や、不用額に基づく予算の見積額の適否等の分析を行うことができないことから、C S T I が収集している情報は科学技術関係予算全体の適切な配分の検討に十分資するものとなっていないおそれがある（《参考》図表3参照）。

研究開発の資金の配分状況に係る情報について、資金配分機関が e - R a d 上で C S T I に提供を承認する手続（以下「開示承認手続」という。）の実施状況をみると、資金配分機関が26年度に実施した競争的資金制度に係る研究開発事業128事業の大部分では、期限である翌年度の7月末までに行われないなどしているため、分析等に必要情報が適時適切に C S T I に提供されていない状況となっていた。特に、厚生労働省において28年7月末においても開示承認手続が行われていないものが多く見受けられた。

(2) 研究開発課題等の決定等の状況

資金配分機関による研究開発課題等の採択結果及び交付・配分決定の情報の e - R a d への登録状況をみると、研究開発事業128事業の大部分では、登録が各府省等の申

し合わせによる期限より遅れており、他の資金配分機関に対する e-R a d を通じた情報の提供が遅滞するなどしているため、資金配分機関は、研究開発課題等の決定に当たり行うこととされている不合理な重複及び過度の集中の排除に e-R a d を十分に活用できない状況となっていた。特に、厚生労働省において28年7月末においても全ての情報が登録されていないものが多く見受けられた。

e-R a d を通じて C S T I に提供された26年度のエフォートの情報について、研究者のエフォートの合計値が100%以下となっているかをみたところ、研究者117人の e-R a d 上のエフォートの合計値が100%を超えていて、当該研究者に係る研究開発課題494件（配分金額計23億余円）の e-R a d 上のエフォートは適切なものとなっていなかった。そして、117人は過度の集中に該当する者ではなかったものの、過度の集中の有無の確認に必要な情報が、正確に他の資金配分機関に提供されておらず、e-R a d は、資金配分機関における研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中の有無の確認に活用し過度の集中を排除することを支援するという本来の機能を十分発揮していない状況となっていた（《参考》図表4参照）。

(3) 研究開発の評価及び研究開発終了後の目標達成等の状況

研究開発事業515事業のうち、26、27両年度に事後評価を実施した研究開発事業は、26年度146事業、27年度112事業となっていた。これらの事業における研究開発課題26年度2,508件、27年度1,560件のうち、研究目標が達成されたとする場合の基準点又は基準段階が設定されていた研究開発課題26年度1,786件、27年度859件についてみると、26年度1,758件、27年度844件と大部分の研究開発課題が研究目標を達成したとしていた。そして、基準段階未達となった研究開発課題は、9事業の43件（支払額計6億3642万余円）となっていた。この9事業のみが基準段階以上と未達の両方を評価しており、その理由は、全て応用研究又は開発研究を対象に含む研究開発事業であり、事業計画書等において研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標が実施予定時期と関連付けられて設定されていたことから、目標の達成度合が明確に判定できたと考えられる。

(4) 研究開発の成果の活用等の状況

ア 日本版バイ・ドール制度の運用状況

資金配分機関は、国の資金を原資として研究開発を行う委託契約のほとんどの委託契約書に、研究開発の成果が得られた場合の報告等の義務を資金配分先に課すことを条件として、研究開発の成果に係る特許権等を資金配分先に帰属させる条項

(以下「バイ・ドール条項」という。)を設けている。

会計実地検査を行った資金配分先14法人のうち、26年度中に国の資金を原資とした委託契約の成果について特許権の登録、実施権の許諾、特許権の移転又は廃棄のいずれかを行っていた12法人について、バイ・ドール条項に基づく報告等の状況をみたところ、資金配分先8法人は、28年4月1日時点で、26年度中に国の資金を原資とした委託契約の成果に係る特許権の登録等が行われた特許権計203件のうち165件(特許権に係る研究開発を行った委託契約68件、支払額計226億余円)について、特許権の登録等から1年以上経過しているのにバイ・ドール条項に基づく資金配分機関への報告を行っていなかった。そして、8法人において報告を行っていなかった理由は、法人において、バイ・ドール条項に基づく報告義務等がある特許権であることを把握した上での特許権の管理が十分でなかったり、法人内の特許権の管理部門と研究開発の実施部門との間の情報共有等が十分でなかったりなどしたことによるものであった。8法人と委託契約を締結している資金配分機関は、委託契約の締結時等に資金配分先に報告等の義務について周知を行っているとしているものの、資金配分機関において資金配分先における特許権等の取得及び活用の状況を十分把握できないため、資金配分機関がバイ・ドール条項の適用のある特許権等の効率的な活用や普及の促進の検討を十分に行うことができないおそれがある状況となっていた(《参考》図表5参照)。

イ 国の特許権等に係る管理等の状況

直接実施事業を実施する6省等(11部局等)における23年度から27年度までの間の特許出願等の状況及び特許等を受ける権利の承継手続に係る書類の作成状況をみると、警察庁は、特許等を受ける権利の研究者からの承継手続に係る書類を作成しておらず、承継手続が適切に行われたことが確認できない状況となっていた。

6省等(11部局等)が保有する特許権等の国有財産台帳への登録状況をみると、警察庁及び厚生労働省は、特許権計26件について、その取得から1年以上経過しているのに28年4月1日時点で登録していなかった(国有財産台帳に記録した後の台帳価格計0円)。また、厚生労働省及び国土交通省は、実施権の許諾による収入がある特許権のうち計11件について、年度末に収入額を基に価格改定を行っておらず、28年4月1日時点で0円(誤びゅう訂正後の台帳価格計1309万余円)のままとしていた。

3 所見

科学技術の水準の向上を図り、我が国の社会経済の発展と国民の福祉の向上を図ることは、科学技術イノベーションに係る政策に一貫して求められている。このため、研究開発事業を実施する内閣府等の10府省等においては、C S T Iによる科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整の下、引き続き、第5期基本計画に基づき、取り組むべき研究開発課題等の決定から目標の達成、成果の活用等まで適切に実施するとともに、適切な評価を行い、優れた研究開発を効果的・効率的に推進することが重要である。また、科学技術政策の司令塔であるC S T Iにおいては、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報をより適切に収集し、司令塔機能の強化に努めることが重要である。

したがって、C S T I及び各府省等において、次の点に留意して、研究開発事業の実施等を行うことが必要である。

ア 科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報の収集について、

(ア) C S T Iにおいて、科学技術関係予算の全体像を把握して、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資するために、研究開発事業経費の執行状況に係る情報を収集して、把握することを検討すること

(イ) 厚生労働省等において、研究開発に関して総括する部局等が開示承認手続の進捗状況を確認するなどして、C S T Iの依頼に応じ、開示承認手続が適時適切に行われるようにすること

イ 研究開発課題等の決定等について、

(ア) 厚生労働省等において、他の資金配分機関が研究開発課題等を決定するに当たり、不合理な重複及び過度の集中の確認を効率的に実施できるように、研究開発に関して総括する部局等が採択結果等の情報のe-R a dへの登録状況を把握するなどして、e-R a dへの登録を速やかに行えるようにすること

(イ) 文部科学省において、研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中を排除することを支援するというe-R a dの本来の機能を十分発揮させるよう、科研費事業の研究開発課題に関する情報を一括してe-R a dに登録する際に、登録、確認方法等を検討するなどして、エフォートの合計値が100%以下となっているかを十分確認できるようにすること

ウ 応用研究又は開発研究を対象に含む研究開発事業を実施する各府省等において、目標の達成度合を明確に判定できるよう事業計画書等であらかじめ研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標を実施予定時期と関連付けて設定して、研究開発の評価の効果的な実施に努めること

エ 研究開発の成果の活用等について、

(ア) 委託事業を行う資金配分機関において、日本版バイ・ドール制度を適切に運用するために、資金配分先に対して、バイ・ドール条項に基づく報告等の義務があることを委託契約の終了時にも周知したり、資金配分先における体制が適切に報告等を行うことのできるものとなっているかを確認したりなどすることを検討すること

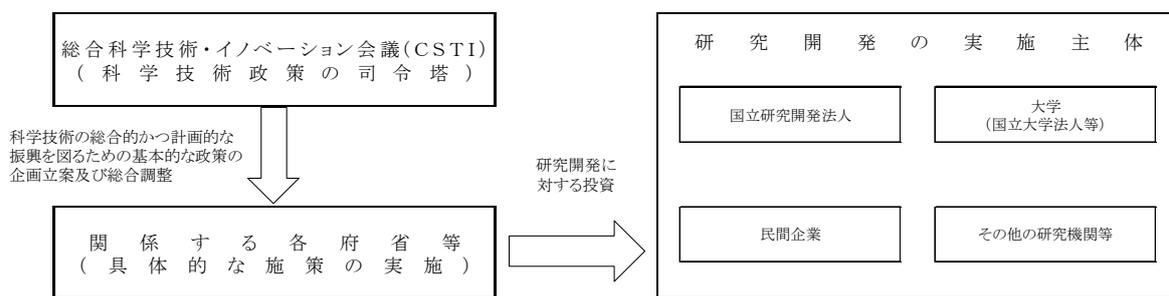
(イ) 警察庁において、今後の特許出願等を行う見込みなどを踏まえ、職務発明規程を整備するなどして特許等を受ける権利の承継手続を明確にすることを検討すること

(ウ) 警察庁及び厚生労働省において、取得した特許権の全てを国有財産台帳に適正に登録すること、厚生労働省及び国土交通省において、実施権の許諾による収入がある全ての特許権について、年度末に収入額を基に台帳価格の改定を行うこと

オ C S T Iにおいて、アからエまでの事項について、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の立案及び総合調整事務等の一環として調査審議の参考にするなどして、引き続き科学技術政策の司令塔としての機能の強化に努めること

会計検査院としては、今後とも各府省等における研究開発事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

《参考》図表1 科学技術政策の実施体制の概要



《参考》図表2 研究開発事業515事業における府省等別の研究開発事業経費の執行状況 (平成26、27両年度)

(単位: 事業、百万円)

府省等名	事業区分	平成26年度					27年度					26、27両年度の計		(総計に対する割合)
		事業数	予算額 a	支出額 b	翌年度繰越額 c	不用額 d=a-b-c	事業数	予算額 a'	支出額 b'	翌年度繰越額 c'	不用額 d'=a'-b'-c'	事業数	支出額 e=b+b'	
内閣府	資金配分事業	1	194	187	-	6	1	194	186	-	7	1	374	(0.0%)
	直接実施事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	194	187	-	6	1	194	186	-	7	1	374	
警察庁	資金配分事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.0%)
	直接実施事業	6	263	243	-	19	6	327	300	-	27	8	544	
	計	6	263	243	-	19	6	327	300	-	27	8	544	
総務省	資金配分事業	17	15,612	14,183	994	434	16	14,322	13,186	184	951	19	27,370	(1.6%)
	直接実施事業	5	336	333	-	3	5	323	317	-	6	5	650	
	計	22	15,949	14,516	994	438	21	14,646	13,504	184	957	24	28,021	
文部科学省	資金配分事業	94	488,267	453,500	30,620	4,146	121	499,054	486,034	12,773	246	141	939,535	(56.2%)
	直接実施事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	94	488,267	453,500	30,620	4,146	121	499,054	486,034	12,773	246	141	939,535	
厚生労働省	資金配分事業	98	54,043	52,968	8	1,066	79	57,463	57,236	65	161	132	110,205	(6.6%)
	直接実施事業	20	801	794	-	6	14	651	640	-	11	20	1,434	
	計	118	54,845	53,763	8	1,073	93	58,114	57,876	65	172	152	111,640	
農林水産省	資金配分事業	34	21,293	18,166	2,925	200	34	19,463	19,264	50	147	40	37,431	(2.2%)
	直接実施事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	34	21,293	18,166	2,925	200	34	19,463	19,264	50	147	40	37,431	
経済産業省	資金配分事業	75	141,240	109,965	18,535	12,738	63	126,649	109,625	7,202	9,821	90	219,590	(13.1%)
	直接実施事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	75	141,240	109,965	18,535	12,738	63	126,649	109,625	7,202	9,821	90	219,590	
国土交通省	資金配分事業	8	1,298	1,180	59	58	8	1,384	1,369	-	15	8	2,550	(0.3%)
	直接実施事業	31	1,486	1,222	229	34	29	1,350	1,306	-	43	38	2,528	
	計	39	2,784	2,402	288	93	37	2,734	2,676	-	58	46	5,078	
環境省	資金配分事業	9	14,734	13,609	187	937	9	16,139	13,950	247	1,940	9	27,560	(1.9%)
	直接実施事業	2	2,648	1,961	-	687	2	3,609	2,803	404	401	2	4,764	
	計	11	17,382	15,570	187	1,624	11	19,748	16,753	652	2,342	11	32,324	
防衛省	資金配分事業	-	-	-	-	-	1	260	247	-	12	1	247	(17.6%)
	直接実施事業	1	174,107	130,365	38,502	5,239	1	176,566	163,777	5,555	7,232	1	294,143	
	計	1	174,107	130,365	38,502	5,239	2	176,826	164,025	5,555	7,244	2	294,391	
総計		401	916,327	798,683	92,063	25,581	389	917,760	870,248	26,486	21,026	515	1,668,931	(100%)
うち資金配分事業		336	736,684	663,763	53,331	19,589	332	734,932	701,102	20,525	13,304	441	1,364,865	(81.7%)
うち直接実施事業		65	179,643	134,919	38,731	5,991	57	182,828	169,145	5,960	7,722	74	304,065	(18.2%)

注(1) 原則として予算額は歳出予算現額を、支出額は支出済歳出額を記載している。ただし、補助金等の交付を受けた6法人が行う資金配分事業については当該法人における予算額のうち配分予定額を、また支出額のうち実際の配分額(未確定の場合は見込額)を記載している。

注(2) 予算を府省等間で移し替えて実施する事業の予算額は、移替先の各府省等に計上している。

《参考》図表3 C S T Iにおける研究開発事業に係る執行状況の把握

事業		項目	事業数（事業）		支出額（百万円）	
				構成比		構成比
執行状況を把握している事業	S I P 事業		25	(4.8%)	51,143	(3.0%)
		執行状況を把握していない事業	70	(13.5%)	303,648	(18.1%)
		S I P 事業を除く直接実施事業	420	(81.5%)	1,314,139	(78.7%)
		小計	490	(95.1%)	1,617,787	(96.9%)
		計	515	(100%)	1,668,931	(100%)

(注) S I P事業は、府省等の枠を超えた取組に対しC S T Iが自らの予算を各府省等に配分し、研究開発の進捗管理等を行う「戦略的イノベーション創造プログラム」をいう。

《参考》図表4 e-R a d上でのエフォートの登録状況（平成26年度）

(単位：人、件、百万円)

所属する研究機関の種類別	e-Rad上のエフォートの合計値が100%を超えている研究者数	左の研究者が行った研究開発課題	
		研究開発課題数	金額
国立大学法人	82	360	1,726
学校法人	15	51	192
独立行政法人、その他	20	83	475
計	117	494	2,393

(注) e-R a dを通じてC S T Iに提供された情報に基づく分析である。

《参考》図表5 8法人における特許権の登録等に係る報告等の状況（平成28年4月1日現在）

（単位：件、百万円）

報告等の状況	報告等			登録等			(未報告となっていた内容)				計		資金配分機関別の委託契約の件数							
	報告を行っていた又は事前の承認を受けていたもの	特許権に係る研究開発を行った委託契約の件数	左による支払額	登録等から1年以上経過しても報告を行っていないもの	特許権に係る研究開発を行った委託契約の件数	左による支払額	登録	実施権の許諾	移転	廃棄	計	特許権に係る研究開発を行った委託契約の件数	左による支払額	総務省	文部科学省	農林水産省	経済産業省	科学技術振興機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構	その他
情報通信研究機構	0	0	-	42	7	3,505	42	3	0	0	42	7	3,505	5	0	0	0	2	0	0
北海道大学	16	10	3,016	15	7	1,077	15	4	0	0	31	17	4,094	1	4	2	0	6	0	4
東北大学	2	2	111	22	15	3,854	22	1	0	3	24	17	3,965	3	2	1	1	10	0	0
京都大学	4	4	552	28	7	4,477	28	0	0	0	32	11	5,029	0	4	0	0	3	3	1
大阪大学	6	5	408	3	2	125	3	0	0	0	9	7	533	0	1	0	1	1	2	2
九州大学	0	0	-	20	11	2,008	20	0	0	0	20	11	2,008	0	1	0	0	6	3	1
慶應義塾	2	1	184	28	13	7,368	28	3	0	3	30	14	7,553	3	3	0	0	5	2	1
早稲田大学	8	3	239	7	6	227	5	0	2	0	15	9	467	0	0	0	1	3	4	1
計	38	25	4,513	165	68	22,644	163	11	2	6	203	93	27,158	12	15	3	3	36	14	10

- 注(1) 資金配分先等の名称中、「国立研究開発法人」、「国立大学法人」及び「学校法人」は記載を省略している。
- 注(2) 移転について未報告である2件は、産業技術力強化法の改正により事前に資金配分機関の承認を受けることとされる前の契約のため、報告義務のみが課されており事前の承認は不要とされている。
- 注(3) 未報告となっていた内容の件数は、各内容間で重複するものが含まれている。